

令和4年6月15日

保護者様

有田市教育委員会  
教育長 前田 悦雄  
(公印省略)

### 夏季における児童生徒のマスクの着用について

このことについて、和歌山県教育委員会「児童生徒・保護者の皆様へ」（令和4年5月30日付け）にてお知らせしているところです。

しかしながら、熱中症において緊急搬送されるという事案が、その後も全国的に確認されており、今後、更に気温や湿度の上昇により、その危険性が増すことが懸念されます。

つきましては、夏季におけるマスクの着用の考え方について、下記のとおり市内小中学校で指導して参りますので、ご理解とご協力をお願いします。

### 記

1. 体育の授業や運動部活動の活動中、登下校時は、熱中症対策を優先するためマスクを外すように積極的な声かけ指導を行います。
  - ・屋外に限らず、体育の授業の際にはマスクの着用は必要ありません。その際、児童生徒の間隔を十分に確保する、屋内では呼気が激しくなる運動をさける、換気を徹底するなど地域の感染状況に応じた対策に留意します。
  - ・運動部活動についても、体育の授業に準じるとともに、各競技団体のガイドライン等も踏まえて対応します。
  - ・登下校中に、人との距離が十分にとれる場合は、マスクを外すように声かけをします。ただし、スクールバスや公共機関を利用する場合は、着用するよう指導します。
2. このお知らせは、児童生徒のマスクの着用を禁止するものではありません。様々な理由からマスクの着用を希望する場合は、各小中学校へご相談ください。